

厚生大臣 齊藤 昇 殿

日本学術会議会長 江上 不二夫

被爆者健康手帳等の保存について(要望)

標記のことについて、本会議第359回運営審議会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

1. 被爆者健康手帳の更新にあたって旧手帳を廃棄しないよう関係機関に指示していただきたい。
2. 被爆者の健康診断に関する記録および診療録のうち法定の保存期間を経過したものについても引き続き保存するよう関係機関を指導していただきたい。

(説明)

日本学術会議は既に昭和43年5月、第50回総会の議に基づいて、「原爆被災資料の散逸防止と収集保存について」の申入れを内閣総理大臣に対して行なっています(別添資料参照)。

その後、原水爆被災資料の基本的調査のための検討が文部省科学研究費によって開始されています(研究班長志水清広島大学教授)。その検討に基づき、将来特別の資料保存機関の設立が望まれると予想されますが、とりあえずそのような保存機関の設立以前に原水爆被災資料の散逸防止の趣旨から次の諸点について緊急の措置をとられるよう要望する次第です。

1. 被爆者健康手帳の保存について

本年は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「原爆医療法」という。)による被爆者健康手帳を更新する時期にあたっています。従来、更新にあたって旧手帳が廃棄されるむきもあるように聞いておりますが、これは原水爆被災資料としてきわめて貴重なものでありますので、本年の更新に際し旧手帳の廃棄を行なうことなく、保管していただくよう、直ちに関係機関に対してご指示くださるようお願いいたします。

2. 原爆医療法による診療カルテ等の保存について

原爆医療法に基づいて健康診断または診療を受けた被爆者の健康診断個人票または診療録(以下「カルテ等」という。)は原水爆被災資料としてきわめて貴重なものであります。従来、そのカルテ等の保存期間は法令によって完結後5年間とされています(原爆医療法施行規則第8条、原爆医療法指定医療機関医療担当規程第8条但書)。しかし、上記の趣旨にかんがみ、その保存を継続することがきわめて必要と考えられます。そのためには現行関係法規の改正を必要とするかとも考えられますが、とりあえず関係医療機関(健康診断担当医療機関認定患者に関する指定医療機関および特別被爆者に関する被爆者一般疾病医療機関)においてこれらカルテ等の保存継続に努められたい旨の連絡をお願いします。

別添資料

庶務第495号 昭和43年5月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先：総理府総務長官，科学技術
庁長官，大蔵，文部，厚生，
農林および自治各大臣)

原爆被災資料の散逸防止と収集保存について(申入れ)

標記のことについて、本会議第50回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

1945年8月、広島、長崎に投下された原爆による被害、1954年3月ビキニ環礁の水爆実験による日本漁民の被害等は、われわれ日本人に深い傷痕を与えている。

不幸にして、戦後の混乱の中でそれに関連する貴重な学問的資料が多数失なわれただけでなく、その後それら資料の散逸を防止し、それを収集し正しく保存するに足る十分な措置が取られていなかったために、再び得がたい資料が刻々に失われつつあるのは、まことに遺憾である。

先に、原爆フィルムがアメリカ側から返還されたことは喜ばしいことであるが、必ずしもその保存、利用について方針等が確立しているとは考えられない。一方広島市、長崎市その他の公官庁の公文書、被爆者の疫学的資料などをはじめ原爆災害に関する諸資料について、今にしてその散逸の防止と保存、収集、利用についての抜本的な措置が講じられないならば、将来に大きな悔を残すであらう。

われわれは、政府が、この事柄の緊急性と重要性を認識し、上記資料の収集保存について、早急適確な措置をとられることをここに強く要望する。

なお、原爆被災者の総数の推計等については、現在の資料の保存とも関連し、更に広い調査を行なうことも必要であり、例えば1970年の国勢調査などを利用することも考えられ、それらについても留意されることを要望する。

(説 明)

申入れ本文において、趣旨は明確であり、補足説明の必要はないと思うが、この件については、例えば、資料センターの設立その他種々具体的な要請がある。

われわれは、それらの具体的な要請に基づいて検討し、次期総会までに成案を得たいと考えている。緊急にこの申入れを行なった理由の一つは、昭和45年度に実施される国勢調査に何らかの付帯調査項目を加えることも望まれるので、それに時期を合わせた点の一つである。

第2には、現時点においても、極めて散逸の危険性の大きい資料が下記の如く種々あるので、一日も早くこのような申入れを行なうことを必要としたのである。

散逸の危険性の特に大きいと考えるものを列挙すれば下記の如くである。

- (1) 原爆被災者調査資料(昭和29年広島市の実施したもの)
- (2) 被爆者手帳特別ならびに一般、新旧書き換え後の旧手帳
- (3) 被爆者カルテ
- (4) 死亡診断書(法務局保有)のもの

(5) 警察関係資料(被爆直後の資料)

(6) その他種々のフィルム, 学校・工場等の資料, 被爆者の日記など

8-18

総学庶第452号 昭和45年5月1日

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

日本学会議会議長 江上 不二夫

写送付先: 科学技術庁長官, 大蔵, 文
(部, 運輸および郵政各大臣)

電波天文学の振興について(勧告)

標記のことについて, 本会議第56回総会の議に基づき, 下記のとおり勧告します。

記

戦後急速に発達した電波による天体観測は, 従来の光学, 天文学の視野を著しく拡大し, 新しい天体の発見などにより天体物理学は革命的ともいえる段階に至っている。電波天文学の最近の進歩は, 特にめざましく, 宇宙の深奥部を探究するための有力な手段となっている。すなわち, 今では光学望遠鏡とともに, 大型宇宙電波望遠鏡による観測が, この分野の研究にとって不可欠のものとなっている。特に世界的に進められている。大型宇宙電波望遠鏡による国際共同観測において, わが国は各国の研究者から大きな期待を寄せられており, これにこたえるためにも高性能の観測装置の必要性が痛感されている。

わが国の関係研究者は, このような事情のもとに, 慎重な検討を加えた結果, 別紙説明のとおり, 直径45メートル級で, 特に鏡面精度の高い宇宙電波望遠鏡を早急に設置することが望まれるとの結論を得た。

政府がこの大型宇宙電波望遠鏡の早期設置のために特別な措置を講じられるよう勧告する。

説明

1. 観測装置:

宇宙電波の観測による天文学振興のために次の装置を設置することが必要である。

「大型宇宙電波望遠鏡観測装置」

2. 理由:

- (1) 天文学は古くから「光」を通して行なわれてきた。戦後電波による天体観測が急激に発達し, 太陽・銀河・宇宙等の研究に画期的な発展をもたらしつつある。また電波天体による天文測量等の進展にも大きな将来性を持つに至っている。
- (2) 各国の大型宇宙電波望遠鏡観測装置と比較検討した結果, この観測装置は, 口径45メートルの電波望遠鏡を主体とする干渉観測装置とし, 特に主望遠鏡の鏡面精度を0.5ミリメートルまで保つ点を特徴とした。すなわち, この観測装置は, むやみに大きな口径を追わずに, 鏡面の高精度という点にねらいをおき, 国内的には勿論, 世界的にも天文学に新しい分野を拓く十分な可能性を持たせている。

またこの観測装置は全体としての性能が国際的な水準にあり, 宇宙物理学はもちろん, 測地学等の国内の多数の研究者の要求に応えることができる。